

給与所得者について令和 2 年から改正が実施される項目

そろそろ給与所得者については、年末調整の書類の準備を進める時期となってきました。給与所得者に対して、今回の年末調整では影響はありませんが、平成 30 年度の税制改正項目で、令和 2 年より実施される項目が存在しますので、これについて、紹介します。

(1) 給与所得控除の見直し

- ①給与所得控除の控除額が一律 10 万円引き下げられます。
- ②給与所得控除の上限額が 195 万円に引き下げられます。また上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円に引き下げられます。

現行		令和 2 年	
給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	給与の収入金額 (A)	給与所得控除額
162.5 万円以下	65 万円	162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	A×40%	162.5 万円超 180 万円以下	A×40%−10 万円
180 万円超 360 万円以下	A×30%+18 万円	180 万円超 360 万円以下	A×30%+8 万円
360 万円超 660 万円以下	A×20%+54 万円	360 万円超 660 万円以下	A×20%+44 万円
660 万円超 1,000 万円以下	A×10%+120 万円	660 万円超 850 万円以下	A×10%+110 万円
1,000 万円超 万円以下	220 万円	850 万円超 万円以下	195 万円

(2) 基礎控除の見直し

- ①基礎控除の控除額が一律 10 万円引き上げられます。
(現行) 38 万円 → (改正) 48 万円
- ②合計所得金額が 2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできないこととなります。

合計所得金額	基礎控除の額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	適用なし

上記の改正にともない、給与収入金額が 850 万円以下の方にとっては、影響はありませんが給与の収入金額が 850 万円超の方にとっては、税負担が増すこととなります。

ただし、給与収入が 850 万円超の方であっても、介護や子育て世代に該当する場合は、新しく「所得金額調整控除」という控除が創設されることになりました。

(3) 所得金額調整控除

給与等の収入金額が 850 万円超の居住者で、以下に掲げる要件のいずれかを満たす方は、所得金額調整控除により、給与所得控除額の上限額に調整が行われます。

- ・特別障害者に該当するもの
- ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの
- ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するもの

控除額は次の式で計算されます。

(給与等の収入金額 (※) − 850 万円) × 10% (※) 1,000 万円が上限

例 1：給与等の収入金額が 950 万円の場合、所得金額調整控除は 10 万円となります。

(950 万円 − 850 万円) × 10% = 10 万円

例 2：給与等の収入金額が 1,200 万円の場合、所得金額調整控除は 15 万円となります。

(1,000 万円 − 850 万円) × 10% = 15 万円

今回の改正は、給与所得が 850 万円超の方で「所得金額調整控除」が適用されない方にとっては、税負担が増すこととなります。平成 30 年度の税制改正項目であるため、忘れられがちですが覚えておいて頂きたい項目となります。

(担当：田中 正洋)